

# 特別回報

組合員各位

## 第 608 回理事会結果のご報告

2021 年 11 月 17 日に東京で当組合の第 608 回理事会が開催されました。主要な決議内容を下記のとおりご報告申し上げます。

### 記

#### はじめに

当組合には本年 9 月 30 日時点で内外航あわせて 4,022 隻 9,462 万トンの船舶にご加入いただいております。組合員各位のご支援に感謝申し上げます。

2021 保険年度のクレーム傾向については、外航船保険、内航船保険ともに上半期にクレーム金額が例年以上の水準となっており、予断を許さない状況にあります。また、国際 P&I グループ (IG) 全体のプールクレームも 2021 保険年度は過去最悪のレベルで推移しています。

このようなクレーム状況の中で、2022 保険年度の保険料率および過年度追加保険料率・精算保険料率について、組合員を取り巻く事業環境、保険事業収支バランス等の各要素を慎重に考慮し、以下のとおり決定いたしました。何卒格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 理事会主要決定事項

##### 1. 2022 保険年度保険料率および過年度追加保険料率・精算保険料率

各保険種目の来年度保険料率等について以下のとおり決議されました。

##### (1) 外航船保険

保険年度	当初予想 追加保険料率	お支払い済み 追加保険料率	今回決定	精算保険料率
2018	40%	40%	クローズ	クローズ
2019	40%	40%	追加徴収予想 0%とし継続	5%
2020	40%	0%	40%相当額を 2022 年 1 月 31 日 までにお支払いいただく	5%
2021	40%	-	徴収予想 40%のままで継続	45%
2022	40%	-	10%の General Increase を行います	45%

詳細は以下のとおりです。

## 2022 保険年度 保険料率

外航船保険の保険料率については 10%の General Increase を行います。また、各組合員の保険成績などによる調整に加え、国際 P&I グループ再保険コストに変動がある場合はそれに応じた調整を行います。

予想追加保険料率は前払保険料に対し 40%、精算保険料率(\*)は 45%といたします。

## 過年度 追加保険料および精算保険料

### 2018 保険年度

当初予想していた 40%の追加保険料のうち 40%を 2020 年 1 月にお支払いいただいております、これ以上のご負担を願うことなくクローズいたします。

### 2019 保険年度

当該保険年度の前払保険料に対して、当初予想していた 40%の追加保険料のうち 40%を 2021 年 1 月にお支払いいただきました。今後大幅な変動はない見込みであることから、予想追加保険料率を 0%、精算保険料率を 5%のままオープンといたします。

### 2020 保険年度

#### 現況

当該保険年度の保険成績は当初の見込みより悪い状況ではあるものの、今後大幅な変動はないものと見込まれます。

#### 徴収率

当該保険年度の追加保険料は前払保険料に対して 40%の追加保険料のご負担をご予定いただいております。現況を考慮して、予定どおり 40%の追加保険料をご負担願うことといたします。これにより、予想追加保険料率を 0%および精算保険料率を 5%へと変更いたします。

#### 追加保険料の支払期日

前述の追加保険料を、2022 年 1 月 31 日（月）を支払期日としてお支払いいただきます。

### 2021 保険年度

当該保険年度の予想追加保険料率を 40%、精算保険料率を 45%のままといたします。

## 保険成績表の変更

外航船保険の保険契約更改用の保険成績を以下のとおり変更します。

これまで Gross Loss Ratio 方式（収受した保険料と発生保険金の単純な比率）としていましたが、他クラブで主流となっている Net Loss Ratio 方式にこの度変更します。これに伴い、保険成績参入期間も現行の「過去 5 年プラス現行年度上半期」（5.5 年間）から「過去 6 年プラス現行年度」（現行年度は参考）に変更します。

Net Loss Ratio 方式では、IG 再保険料コスト、Pool 分担コストおよびアベイトメントコストが加味されます。アベイトメントとは、これまでも相互保険の精神に基づき巨損事故の保険金の一部を全契約で分担していたものを、その分担方法を明示する制度です。各種コストを明確にすることにより、組合員の保険料負担の透明性を高めることが期待されます。新方式の詳細につきましては別途ご案内申し上げます。

なお、外航船保険以外の保険種目についてはこれまでどおりの過去 5.5 年間分の Gross Loss Ratio 方式を引き続き採用します。

## (2) 用船者責任保険特約

### 2022 保険年度 保険料率

用船者責任保険特約の保険料率については 10%の General Increase を行います。また、各組合員の保険成績などによる調整を行います。

## (3) FD&D 特約

### 2022 保険年度 保険料率

FD&D 特約の保険料率については 10%の General Increase を行います。また、各組合員の保険成績などによる調整を行います。

予想追加保険料率は前払保険料に対し 20%、精算保険料率(\*)は 25%といたします。

### 過年度 追加保険料および精算保険料

#### 2018 保険年度

当初予想していた 20%の追加保険料は、ご負担を願うことなくクローズいたします。

#### 2019 保険年度

当該年度の予想追加保険料率を 20%、精算保険料率を 25%のまま据え置くことといたします。

#### 2020 保険年度

当該年度の予想追加保険料率を 20%、精算保険料率を 25%のまま据え置くことといたします。

#### 2021 保険年度

当該年度の予想追加保険料率は 20%、精算保険料率は 25%のままといたします。

\* 上記外航船保険と FD&D 特約の精算保険料は、保険料リスク、支払備金リスク、超大型事故リスク、市場リスク、取引先リスク、事業リスクなどを総合的に勘案し、各保険年度の予想追加保険料の徴収率に対して一律 5 ポイント加算した割合を設定しています。

## (4) 内航船保険

### 2022 保険年度 保険料率

内航船保険の保険料率を 10%引き上げます。ただし、ハーバータグについては 5%の引き上げとします。また、各組合員の保険成績などによる調整を行います。なお、保険成績による保険料の割増調整率を一部引き上げます。

標準免責金額を以下のとおり引き上げます。

船員に関するクレーム：	一事故あたり	50,000 円	(変更なし)
積荷に関するクレーム：	一航海あたり	750,000 円	(現行 500,000 円)
上記以外のクレーム：	一事故あたり	200,000 円	(現行 100,000 円)

2022 保険年度から「海事サイバーリスク特別条項」が適用され、サイバーリスクが除外されます。

## 2. 休航による返戻保険料

外航船保険、用船者責任保険および内航船保険については、積荷を積載せず、同一の安全な港または場所で引続き 30 日以上（開始の日から終了の日までの日数から 1 日を控除した日数）休航した

場合は、日割り保険料に一定の返戻率を乗じた金額を返戻いたします。返戻率につきましては以下のとおりとします。

- 1) 船員を配乗したままで休航した場合 40% (変更なし)
- 2) 船員 (保安要員を除く) を配乗しないで休航した場合 40% (変更なし)

### 3. Mutual Premium 方式移行について

本件は、昨年 12 月 2 日に開催された第 605 回理事会にて導入に向け引き続き検討することとなっていました。今回の理事会にて、2023 保険年度より外航船保険と FD&D 特約を対象として実施することが決まりました。詳細につきましては別途ご案内申し上げます。

### 4. 保険契約規程一部変更

2022 年 2 月 20 日より以下の規定の一部を変更することが決議されました。

#### 第 1 条 (保険契約の締結) 第 10 項新設

保険契約の締結に際して、特定の事由に該当する場合には引受けを拒否できる旨の規定を設けるもの。

#### 第 8 条 (保険料の払込みを延滞した組合員に対する措置) 第 3 条第 3 項新設

未収保険料の弁済の充当に関して、支払期日が先に到来するものを優先的に充当する旨明文化するもの。

#### 第 10 条 (保険契約の継続) 冒頭部分及び第 4 号変更

保険期間の満了に際し、翌保険期間の契約条件について合意に至らなかった場合には保険契約は継続されない旨のただし書きを加えるとともに、組合が保険契約の継続を拒否する正当な理由の例示を明記するもの。

#### 第 15 条 (共同契約) 第 6 項変更

規定の趣旨を明確にするための文言の整理。

#### 第 21 条 (船員及び船客以外の人に関する責任及び費用) 第 1 項第 1 号及び第 3 号変更

規定の趣旨を明確にするための文言の整理。

#### 第 24 条 (財物等に関する責任及び費用) 冒頭変更

組合が事前に承認していない契約上の責任は本条によるてん補の対象にならないことを明確にするもの。

#### 第 29 条 (積荷に関する責任及び費用)

規定の趣旨を明確にするための文言の整理。

#### 第 32 条 (責任防衛等の費用) 冒頭変更

文言の整理。

#### 第 35 条 (一般除外規定) 第 1 項第 13 号変更

国際 P&I グループ・プール協定の改定に合わせた規定の改定。油又はガスの生産・探査に関わる宿泊施設としての加入船舶上の船員以外の人に関する責任及び費用については、従前は生産・探査施

設からの距離をプールクレーム対象可否の判断基準としていたが、今般、組合員と第三者間の契約内容を基準とすることになり、それに伴い規定を改定するもの。

なお、変更内容の詳細につきましては、2022年2月上旬に発行予定の特別回報にて改めてご案内申し上げます。

以上